

「外国為替及び外為貿易法」遵守のための適切な申告について（ご依頼）

弊庫は、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、同法第 17 条の定めるところにより、お客様よりご依頼いただく外国送金が規制対象に該当しないことを確認させていただいております。

外国送金（国内向けの外貨建送金を含む）をご依頼いただく際には次の点にご留意いただき、適切な申告を行っていただきますようお願い申し上げます。

1 お客様による規制内容の確認と規制対象に該当しない旨の申告

外国送金が外為法上の「北朝鮮関連規制」、「イラン関連規制」および「ロシア・ベラルーシ関連規制」の対象の支払等に該当しないことをご確認いただき、その旨をご申告ください。

「北朝鮮関連規制」、「イラン関連規制」および「ロシア・ベラルーシ関連規制」の詳細につきましては、財務省ホームページ等により最新の規制内容をご確認のうえご申告いただきますようお願いいたします。

（参考情報）

財務省ホームページ：経済制裁措置及び許可手続

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm

財務省ホームページ：ウクライナ関連情報

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/ukraine_info.html

農林中金外為ネットバンクにより送金をご依頼いただく際には、「ロシア・ベラルーシ関連規制」につきまして所定の申告欄を用いたご申告をお願いいたします。

なお、これまでと同様に、お客様による確認が済んでいることについて弊庫より確認させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

2 最終的な資金の受取人等についての確認

上記 1 の申告を行っていただく際には、外国送金の最終的な資金の受取人だけでなく、受取人の実質的支配者（株主、取締役等）の中にも、北朝鮮に住所又は居所を有する自然人あるいは北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体等が含まれていないことをご確認のうえ、ご申告いただきますようお願いいたします。

以上